

2021 年度(来年度)

自動車通学に関する申請について

< 聖隷学園駐車場利用の申請について >

2021 年 4 月から自動車通学し聖隷学園駐車場を利用したい学生は、交通安全講習会を受講し申請してください。

1. 対象

① 継続	現在、自動車通学を許可されていて、継続して自動車通学したい学生 ※継続者は駐車場利用優先許可となりますので利用開始月は一律 4 月となります。
② 新規	現在、自動車通学ではないが、来年度 4 月から自動車での通学を希望する学生 ※来年度から新規希望者については毎月 20 日申込締切で受付し、翌月からの自動車通学希望者について選考します。

注意)個人で大学周辺の民間駐車場を契約した場合でも『自動車通学願書』の提出が必要です。

2. 申請について

①【交通安全講習会】

右記 QR コードから受講し、レポートを送信してください。
レポートが確認できない場合は自動車通学の許可はされません。



②【願書等の提出】※提出期限：2021 年 2 月 18 日(木)

願書、同意書は学生サービスセンターHPよりダウンロード・プリントアウトし、必要事項を記入のうえ、以下の書類の写し(新規)と一緒に学生サービスセンターのカウンターにある「ボックス」に提出してください。

※必ず事前に交通安全講習会を受講し、レポートを提出してください。

【申請書類】※新規の書類一式は左上ホッチキス留めすること

継続	①「自動車通学願書【継続】」 ※車両が変更になる場合 「車両情報等変更届」を添付してください
新規	①「自動車通学願書【新規】」 ②「連帯保証人同意書」※連帯保証人の署名・押印が必要 ③免許証のコピー④任意保険証のコピー(対人・対物補償等の保険内容が保険証の裏面に記載されている場合はその面もコピーしてください)

※新規の申請書類には、連帯保証人に署名・捺印していただく箇所がありますので、自宅外通学の学生は年末年始に帰省した際や郵送対応にて署名をしていただくよう計画してください。

3. 許可および手続きについて

【駐車場利用許可者発表予定日】

2 月 26 日(金)17:00 学生サービスセンターHP、掲示板で発表

※第 1・第 2・第 3・第 4・第 5 駐車場使用許可にあたり、申請者数が駐車収容台数を超える場合は、通学距離、その他の通学手段を考慮のうえ選考します。

【自動車通学許可者の駐車場利用手続方法】

手続期間

3 月 3 日(水)～ 3 月 29 日(月) ※土・日曜日、3 月 11 日(木)は卒業式のため対応不可

手続方法

《継続申請の学生》

現在使用中の駐車カード(定期駐車券)と駐車場使用料を持参し、新しい駐車カードと交換してください。

※現在使用中の駐車カードは 2021 年 4 月 1 日(木)から使用不可(ゲート開閉無効)となります。

《新規申請の学生》

登録料、駐車場使用料を納入し、2021 年度用駐車カード(定期駐車券)を入手してください。

4. その他

許可シールが貼付されていない場合は、許可車両として取り扱われず、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規 注意・指導・厳重注意・警告及び学生懲戒処分」の対象となる場合があります。